

令和3年度川西市国民健康保険事業特別会計の 決算状況等について

- | | |
|----------------------------|-----------|
| 1. 令和3年度川西市国民健康保険事業特別会計収支 | ... P 1 |
| 2. 国保制度と川西市国保における税率改定の状況 | ... P 2 |
| 3. 兵庫県における保険料（税）水準統一に向けた動き | ... P 3、4 |

令和3年度川西市国民健康保険事業特別会計収支

(単位：千円)

【歳入】		R2決算	R3決算	差引	備考
		A	B	B - A	
保険税	現年課税分	2,943,455	2,900,841	42,614	令和2年度に税率改定を実施 平均被保険者数(4月-3月)は634人の減
	滞納繰越分	230,909	201,623	29,286	
	計	3,174,364	3,102,464	71,900	
使用料及び手数料		1,292	1,160	132	
出金	国庫補助金	42,539	20,954	21,585	災害等臨時特例補助金 20,954千円(新型コロナウイルスに係る減免についての財政支援等) 減免件数の減
県支出金	県補助金	10,296,797	10,887,619	590,822	普通交付金 10,412,688千円 保険者努力支援分 62,451千円 特別調整交付金 47,979千円(新型コロナウイルスに係る減免についての財政支援を含む) 県繰入金 328,189千円 特定健康診査等負担金 36,312千円
財産収入		10	10	0	
一般会計繰入金		1,198,402	1,230,330	31,928	普通調整交付金申請誤りに係る一般会計繰入の増41,107千円
基金繰入金		96,601	0	96,601	R2は収支不足額を基金から繰入れ
繰越金		56,639	46,361	10,278	
諸収入	延滞金、加算金及び過料	39,274	40,840	1,566	
	雑入	16,300	35,886	19,586	
	計	55,574	76,726	21,152	
歳入合計		14,922,218	15,365,623	443,405	

R2決算(A) R3決算(B) (B - A)

歳入歳出差引()	46,361	90,455	44,094
翌年度精算額	45,274	78,808	33,534
実質収支額 = (+)	1,087	11,647	10,560
基金積立額	10	41,117	41,107
基金繰入額	96,601	0	96,601
前年度の実質収支額	1,699	1,087	612
実質単年度収支(+ - -)	97,203	51,677	148,880

(単位：千円)

【歳出】		R2決算	R3決算	差引	備考
		A	B	B - A	
総務費	総務管理費	88,028	91,401	3,373	
	徴税費	197,836	179,538	18,298	
	運営協議会費	317	329	12	
	計	286,181	271,268	14,913	
保険給付費	療養諸費	8,596,297	9,018,082	421,785	給付費の全額(傷病手当金を除く)が県支出金(普通交付金)で交付される。差額については翌年度精算となる。 傷病手当金は新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して給付するもの。費用は特別調整交付金で交付される。
	高額療養費	1,236,613	1,282,260	45,647	
	移送費	0	0	0	
	出産育児諸費	28,596	25,151	3,445	
	葬祭諸費	8,850	9,750	900	
	傷病手当金	570	843	273	
計	9,870,926	10,336,086	465,160		
納付金	医療給付費分	3,170,304	3,127,668	42,636	県が算出した市が負担する納付金(国から都道府県に交付される交付金、各市町の所得水準が考慮される。R2年度まで医療費水準も考慮されていたが、将来的な県内保険税率統一を見据えてR3年度から考慮されなくなった)
	後期高齢者支援金分	1,001,777	954,823	46,954	
	介護納付金分	331,790	315,871	15,919	
	計	4,503,871	4,398,362	105,509	
保健事業費	特定健康診査等事業費	75,761	78,850	3,089	特定健診、特定保健指導や人間ドック、がん検診における新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが一定解消した。
	保健事業費	56,523	61,822	5,299	
	計	132,284	140,672	8,388	
基金積立金		10	41,117	41,107	普通調整交付金申請誤りに係る一般会計繰入分を積み立て
諸支出金、予備費		82,584	87,663	5,079	特定健康診査等負担金の精算に係る償還金の増等
歳出合計		14,875,857	15,275,168	399,311	

端数処理を行っているため、各科目の数値の積み上げが合計欄の数値と一致しないことがある。

【実質単年度収支の推移】

(千円)

(年度)	H30	R1	R2	R3
実質単年度収支	112,062	-268,029	-97,023	51,677

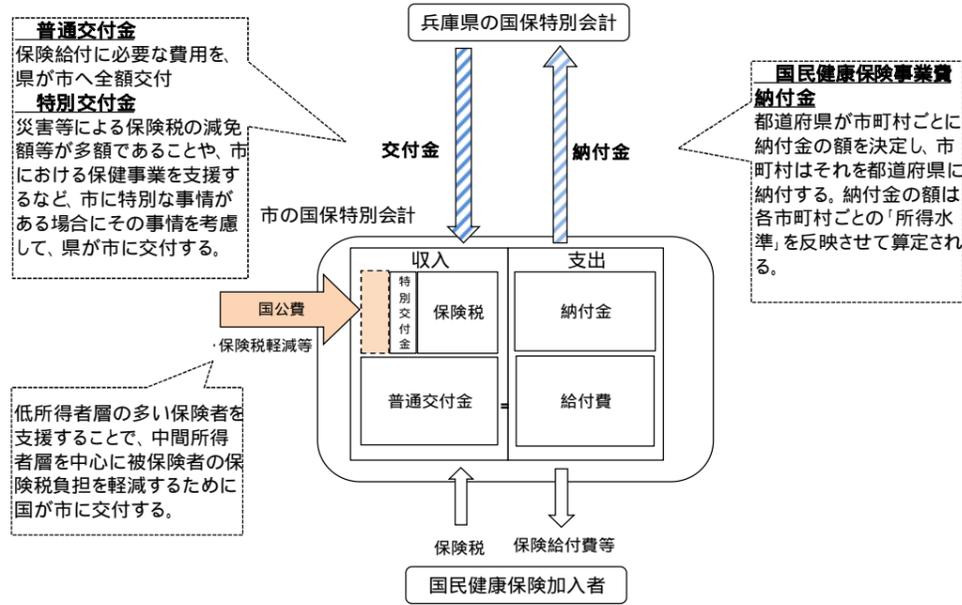
【今後の見通し】

- 令和4年度 48,446千円黒字見込(予算時点)
- 令和5年度以降
 - ・令和5年度、6年度は引き続き団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することで県全体の給付費が抑えられる。一方で後期高齢者支援金が上昇する可能性がある。
 - ・所得が比較的高い団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することで、一人当たり所得が下がる可能性
 - ・新型コロナウイルスの影響による受診控えが解消していくことで1人あたり給付費が増加
 - ・令和4年及び令和6年、社会保険適用拡大により国保被保険者が減少

国保制度と川西市国保における税率の状況

【平成30年度国保制度改革後の国保財政の仕組み】

都道府県が必要となる保険給付費等を見込み、市町村ごとの納付金の額を決定。保険給付の費用は全額市町村に支払う。市町村は納付金を納めるために必要となる税率を確保するための税率を設定する。



今後、令和9年度を目途に県下保険料（税）水準の統一を目指している

【税率改定の状況（川西市国保）】

税率改定実施年度	改定率
令和2年度	7.53%

【基金の状況（川西市国保）】

年度	基金積立	基金取崩	基金残高	備考
H29	967,286	0	967,286	国民健康保険事業の健全な運営に資するために、平成29年度に基金を設立
H30	58,689	0	1,025,975	H30年度収支黒字見込額を積立
R1	284,792	270,109	1,040,657	積立：H30年度収支黒字確定額とH29年度普通調整交付金申請誤りに係る追加交付分 取崩：R元年度収支赤字額を取崩
R2	10	96,601	944,066	R2年度収支赤字額を取崩
R3	41,117	0	985,183	R3年度収支黒字額と普通調整交付金申請誤りに係る一般会計補填分を積立

H30～R3	積立合計額	取崩合計額	差引
	384,608	366,710	17,898

【現在の税率の状況】

(現行税率)

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率 (%)	7.78	2.76	2.69
均等割額 (円/人)	29,000	10,200	11,600
平等割額 (円/世帯)	20,800	8,000	6,000

(所得段階別負担額(年額))

	年金所得65歳以上 (介護分なし)		給与所得(介護分あり)				給与所得(介護分なし)			
	単身世帯	二世帯	単身世帯 1	二世帯 2	三世帯 3	四人世帯 4	単身世帯 5	二世帯 6	三世帯 7	四人世帯 8
所得なし	20,300	32,100	25,500	40,800	52,500	64,300	20,300	32,100	43,800	55,600
所得1,000千円	114,300	113,600	160,900	143,500	163,100	182,700	128,000	113,600	133,200	152,800
所得2,000千円	233,400	272,600	293,200	344,000	383,200	379,300	233,400	272,600	311,800	313,800
所得3,000千円	338,800	378,000	425,500	476,300	515,500	554,700	338,800	378,000	417,200	456,400
所得4,000千円	444,200	483,400	557,800	608,600	647,800	687,000	444,200	483,400	522,600	561,800
所得5,000千円	549,600	588,800	690,100	740,900	780,100	819,300	549,600	588,800	628,000	667,200
所得7,000千円	760,400	789,900	930,400	959,900	988,900	1,017,900	760,400	789,900	818,900	847,900
所得9,000千円	850,000	850,000	1,020,000	1,020,000	1,020,000	1,020,000	850,000	850,000	850,000	850,000

- 1 45歳以上65歳未満
- 2 45歳以上65歳未満夫婦
- 3 45歳以上65歳未満夫婦と6～18歳子ども1人
- 4 45歳以上65歳未満夫婦と6～18歳子ども2人
- 5 40歳未満
- 6 40歳未満夫婦
- 7 40歳未満夫婦と6～18歳子ども1人
- 8 40歳未満夫婦と6～18歳子ども2人

兵庫県における保険料（税）水準統一に向けた動き

兵庫県では、都道府県化当初より、国保県単位化の理想である「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる、保険料水準の統一を目指している

【保険料水準を統一する理由】

- ・ 保険給付は共通の制度であることから、保険料負担についても公平な仕組みを目指すべき（医療保険制度の一元化）
- ・ 後期高齢者医療制度や協会けんぽにおいては、県単位での保険料水準が統一済み
- ・ 人口減少や社会保険の適用拡大等により、今後さらなる加入者数の減少が見込まれる中、医療費水準と保険料負担が連動することにより、特に小規模保険者の財政リスクが上昇

【保険料水準統一のメリット】

- ・ 住民にとってわかりやすい保険料体系
 - ・ 保険料賦課算定事務の軽減
 - ・ 国からの保険料水準統一の取組み評価
- 県内であればどこに住んでも同じ保険料に
市町での保険料率算定事務が不要に
保険者努力支援制度等の財源を獲得し、
県全体の保険料水準を引き下げ

統一にむけてのこれまでの取組み

- 賦課限度額の統一 R3年度完了
- 保険料算定方式の統一（3方式に） . . . R6年度完了予定
- 県内医療費を県全体で相互扶助 . . . R3年度完了（ただし経過措置としてインセンティブ制度による別途交付あり）

まだ保険料水準が統一できない主な要因

- 各市町の事情や努力に応じて交付される公費があり、各市町がそれぞれ税率に反映している（保険者努力支援交付金など）
- 各市町が実施する保健事業や任意給付等の費用をそれぞれが計上し税率に反映している
- 各市町が保険税率等の引き下げのために基金を活用することや一般会計の繰り入れを行うことができる
- 税率設定において応能応益割合が各市町の実情に沿って設定されている
- 県内医療費を県全体で完全に相互扶助できていない（各市町に経過措置としてのインセンティブを交付）

（兵庫県における保険料水準統一のスケジュール）（現時点県の案）

- ・ 標準保険料率の統一：令和9年度（標準保険料率への移行目安時期）
- ・ 保険料率の完全統一：原則令和12年度（標準保険料率への全市町移行完了）

参考 | 他都道府県の取組み状況

（R4.7厚生労働省まとめ）

統一の定義	H30	R3	～R6	～R9	～R12	～R15
納付金ベースの統一		兵庫県	北海道 群馬県 埼玉県 三重県 長崎県	青森県 静岡県 和歌山県	山梨県	秋田県
標準保険料率の統一等			広島県	埼玉県 (兵庫県)		
完全統一	大阪府※		奈良県 沖縄県	佐賀県	北海道 福島県 (兵庫県)	

R6年度までの移行期間あり

【保険料水準の統一のイメージ】

○ 現在の標準保険料率と実際の保険料率

川西市	所得割	均等割	平等割	近隣他市	所得割	均等割	平等割
標準	7.07%	30,527円	19,873円	標準	7.62%	32,895円	21,415円
調整	+	-	+	調整	+	-	+
実保険料	7.78%	29,000円	20,800円	実保険料	8.40%	31,600円	23,900円

標準保険料率

保険料率設定の目安として毎年度県が示しているもの。その料率は、各市町に交付される補助金や、保健事業の経費などを反映しているためそれぞれ異なる（＝統一できていない）。

実保険料

実際の保険料率を設定する際には、所得割、均等割、平等割の賦課割合の変更や、独自基金を活用した保険料の引き下げなど市町独自の要素を反映しているため各市町異なる。



○ 統一後の標準保険料率と実際の保険料率（R9年度目標・R12年度原則完了）

川西市	所得割	均等割	平等割	近隣他市	所得割	均等割	平等割
標準	7%	30,000円	20,000円	標準	7%	30,000円	20,000円
実保険料	7%	30,000円	20,000円	実保険料	7%	30,000円	20,000円

税率等はイメージ

標準保険料率

各市町に交付される補助金や、保健事業の経費などを県全体の歳入歳出として算定することで標準保険料率が統一される

実保険料

全市町が標準の賦課割合を用い、独自基金の活用による保険料の引き下げも行わないので標準保険料率と同じ保険料率となる。

= 保険料率を全市町完全統一（同一所得・同一保険料の達成）

【市で保有する基金の考え方】

（これまで）

- ・ 保険税率の引き下げに活用可能
- ・ 収納率が低下して保険税収納額が確保できない場合に備えて保有
- ・ 被保険者数や所得の見込みと実際との乖離や変動により保険税収納額が確保できない場合に備えて保有

（完全統一後）

- ・ 保険税率引き下げには活用できない
- ・ 何らかの要因で収納額が確保できない場合は県の財政安定化基金による貸付を受けることで対応（貸付を受けた分は県全体で負担＝翌年度税率に反映される）

基金を保有していても活用できない。保有する必要がない。

検討事項 「現在保有している基金残高を完全統一までにどう活用するか」

【今後の川西市における保険税率等設定について】

標準保険税率に合わせる必要がある

⇒ = 応能、応益割合を県標準の割合に合わせる必要がある
 本市の場合、現行よりも所得割を下げ、均等割・平等割を上げる必要がある
 現行よりも所得の低い世帯の負担が上がり、所得が中高層の世帯の負担が下がる

（参考）R5年度標準保険税率（仮）に変更した場合の税額増減

実際の税額は100円未満端数処理をするためR4税額欄記載と誤差がある

給与所得世帯	年度	想定世帯収入額								上段 収入 下段（所得）
		98万 (43万)	115万 (60万)	150万 (95万)	200万 (132万)	300万 (202万)	500万 (356万)	700万 (520万)	900万 (705万)	
B-1 給与所得・単身世帯 (40歳以上65歳未満)	R4税額	25,680	65,280	137,260	203,340	295,950	499,680	716,660	934,830	
	R5増減額	1,200	450	1,510	4,070	10,510	24,660	39,770	55,290	
B-2 給与所得・2人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦)	R4税額	40,920	90,680	136,980	226,860	346,750	550,480	767,460	963,830	
	R5増減額	2,630	2,850	360	1,060	5,690	19,840	34,950	48,730	
B-3 給与所得・3人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦)	R4税額	52,680	110,280	156,580	258,220	385,950	589,680	806,660	992,830	
	R5増減額	3,480	4,270	1,060	1,200	2,860	17,010	32,120	46,910	
B-4 給与所得・4人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦)	R4税額	64,440	129,880	176,180	225,140	382,190	628,880	845,860	1,020,000	
	R5増減額	4,340	5,700	2,490	920	2,960	14,160	29,270	43,250	
C-1 給与所得・単身世帯 (40歳未満)	R4税額	20,400	51,910	109,200	161,800	235,580	397,890	570,750	764,830	
	R5増減額	400	810	3,430	6,350	12,440	25,830	40,110	55,290	
C-2 給与所得・2人世帯 (40歳未満夫婦)	R4税額	32,160	71,510	108,400	179,560	274,780	437,090	609,950	793,830	
	R5増減額	1,240	600	2,440	4,380	9,610	23,000	37,280	48,730	
C-3 給与所得・3人世帯 (40歳未満夫婦)	R4税額	43,920	91,110	128,000	210,920	313,980	476,290	649,150	822,830	
	R5増減額	2,090	2,020	1,020	2,120	6,780	20,170	34,450	46,910	
C-4 給与所得・4人世帯 (40歳未満夫婦)	R4税額	55,680	110,710	147,600	186,600	316,060	515,490	688,350	850,000	
	R5増減額	2,950	3,450	410	2,810	5,930	17,320	31,600	43,250	

年金所得世帯	年度	想定世帯収入額							上段 収入 下段（所得）
		153万 (43万)	170万 (60万)	200万 (90万)	300万 (190万)	500万 (357万)	700万 (527万)	900万 (710万)	
A-1 年金所得・単身世帯 (65歳以上)	R4税額	20,400	51,910	103,930	222,930	398,420	577,600	768,330	
	R5増減額	400	810	3,000	11,400	25,880	40,670	54,440	
A-2 年金所得・2人世帯 (65歳以上夫婦)	R4税額	32,160	71,510	103,130	262,130	437,620	616,800	797,330	
	R5増減額	1,240	600	2,010	8,570	23,050	37,840	49,080	